

第2章 材 料	-2- 3
第1節 一般事項	-2- 3
2.1.1 使用材料	-2- 3
2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例	-2- 3
第2節 工事材料の品質及び検査	-2- 3
2.2.1 工事材料の品質	-2- 3
2.2.2 工事材料の検査	-2- 4

第2章 材 料

第1節 一般事項

2.1.1 使用材料

- 1 請負者は、工事に使用する材料の品質及び規格等については、**設計図書**の定めによるほか、当社制定の土木材料共通仕様書によらなければならない。
- 2 請負者は、監督職員が材料の見本又は資料の**提出**を求めたときは、これに応じなければならない。

2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例

- 1 請負者は、**設計図書**で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- 2 請負者は、材料使用承諾申請書の**提出**にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、請負者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 前項の試験を行うときは、監督職員の**立会**を受けなければならない。
- 4 第2項の試験方法については、土木材料共通仕様書第9章及びJISの規定に準じて行わなければならない。
- 5 請負者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めめた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。
 - (1) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
 - (2) 新材料等の概要
 - (3) 施工実績
 - (4) 特徴
 - (5) 選定理由
 - (6) その他必要と認められる事項

第2節 工事材料の品質及び検査

2.2.1 工事材料の品質

- 1 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、土木材料共通仕様書又はJIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 2 請負者は、工事材料の品質及び規格等については、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、土木材料共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。

- 3 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督職員から**請求**があった場合は、直ちに**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。
- 4 請負者は、**設計図書**又は土木材料共通仕様書において試験を行うこととしている工事材料について土木材料共通仕様書又は JIS で**指示**する方法により、試験を行わなければならない。

2.2.2 工事材料の検査

- 1 請負者又は現場代理人は、**設計図書**において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を検査時に**提示**し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して、**整備・保管**しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに**提出**するものとする。電子メールによる**提出**が困難な場合は、紙による**提出**も可能とする。
- 2 材料検査は、品質及び数量について土木材料共通仕様書第9章及び JIS の規定に準じて行わなければならない。
- 3 品質検査
 - (1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分、品質、性能等を**確認**するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。
 - (2) 請負者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に**提示**し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書のいずれかに添付し、**整備・保管**しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、請負者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の**承諾**を得たものについては、この限りでない。
 - (3) 請負者は、**設計図書**に定めがあるとき又は監督職員の**指示**があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。
 - (4) 監督職員が**指示**した場合は、請負者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。
- 4 数量検査
 - (1) 数量検査の方法は、土木材料共通仕様書に規定によるものとする。
 - (2) 請負者は、**設計図書**又は土木材料共通仕様書に規定する数量検量方法について、検量により行われる材料の場合は工事材料検査により、出来形により行われる材料の場合は工事施工立会検査により受検しなければならない。なお、いずれの検査において

も、検査実施の依頼については、2.2.2第1項に規定する手続きにより**提出**するものとする。

5 監督職員の**立会**

請負者は、材料試験を行う場合において、**設計図書**に定めるとき又は監督職員から**指示**があったときは、監督職員の**立会**を受けなければならない。

6 品質の保証

請負者は、2.2.2の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る請負者の責任を免除されない。

7 材料の保管

請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不相当と監督職員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

8 再検査

請負者は、2.2.2の材料検査に不合格となったとき又は前条第1項の規定により材料を取り替えるときは、2.2.2を準用して再検査を受けなければならない。

9 材料の採取地

請負者は、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を**報告**しなければならない。

10 請負者は、工事材料検査又は工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を**整備・保管**し、監督職員の**請求**があった場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に**提出**しなければならない。